

<第 32 回美幌ふるさと祭りに出店される皆様へ>

必ず、出店の手引きを確認の上、お申し込みください。

1. 出店費用

テント数別の出店費用の目安

単位：円

業 種 テント数	食 品		そ の 他
	実行委員会へ納付	保健所へ納付	実行委員会へ納付
1 張	18,700	2,200	17,600
2 張	33,900	4,400	32,100
3 張	49,100	6,600	46,600
4 張	64,300	8,800	61,100
5 張	79,500	11,000	75,600

※500W以上の電気を使用する電子レンジやホットプレート等の使用許可を受けた場合、電気使用料が増額となります。

2. 食品を販売する方は臨時営業許可が必要です。

※食品衛生法による臨時営業許可は、出店者自身が保健所へ申請します。

◆臨時営業許可申請は、ふるさと祭り開催までに出店者が北見保健所の許可を受ける必要があります。（許可を受けていない場合は出店できません。）

◆申請の受付は、北見保健所で行っております。直接北見保健所で許可を受けてください。受付時間は、午後5時までとなっておりますのでご注意ください。

（北海道収入証紙もその場で購入できます。）

北見保健所（北見市青葉町6番6号 ☎0157-24-4171）

3. 消費電力の高い電気器具は使用できない場合があります。

◆祭り会場で使用できる電気容量には限界があり、1テントにつき約6アンペア（参考：200wの電球3個）として考えております。

◆500W以上の電気を使用する電子レンジやホットプレートを使用する場合（有料）、電気の全体容量を考えて判断しますので、必ず事前に許可を受けてください。

4. 出店従事者は必ずネームプレートを着用してください。

出店従事者（代表者・責任者・手伝者）は、実行委員会から配布されるネームプレートに顔写真を貼付し、従事中は必ず着用してください。ネームプレートがない方は、出店従事者として認められません。

5. テントの設営・撤去にご協力ください。

美幌ふるさと祭りで使用するテントは約100張になります。テントの組立てや立ち上げ、撤収には各出店者から1名以上の手伝いをお願いしています。

実行委員会だけではテントの設営は困難ですので、趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

【協力いただく内容】

- テントの設営 9月3日(水)午後1時～午後2時 (予定)
- テントの収納 9月6日(土)午後9時～午後10時 (予定)
- テントの組み立ては、4人1組で行います。
- 設営・立ち上げ・撤収の実施時間については、別途ご案内します。

6. 会場内での『歩きタバコ』、従事中の「喫煙」、「飲酒」は禁止です。

「美幌ふるさと祭り」は、青少年の健全育成及び町民の安全を促進することを目的としていますので、会場内での「歩きタバコ」、従事中の「喫煙」や「飲酒」を禁止しています。なお、喫煙者の方のために「喫煙テント」を会場内に設置しています。

7. 節電にご協力ください。

夏の電力の安定供給のため、北海道電力より7月1日から9月30日までの期間、節電が呼びかけられております。出店で使用する電球を「白熱球」タイプから「LED」タイプに替えるなどして、節電にご協力をお願いします。

8. 「禁止事項」や「ルール」を破ると、今後の出店は認めません！

【主な禁止事項・ルール】

- 町外者に対し、自分は出店しないのに、申請する際に名義を貸すこと
- 手伝者として登録していない者に手伝いをさせりこと
- 営業ゴミを持ち帰らず、会場内のゴミステーションや民地に捨てること
- 油污れ対策をしていない、対策が十分でなく、道路を汚した場合
- 利益を上げるために、前売券の販売を行うこと
- 未成年へのアルコール類の販売
- 出店テント裏の避難通路スペースを調理・販売・飲食場所として使用すること

※上記は、一部の禁止事項やルールです。手作り出店の手引きをもう一度見直して下さい。「知らなかった」「もうしません」「読んでいない」は通じません。